

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	東名運輸株式会社 (法人番号：1010601034270) 代表者 前田一弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区塩浜2-2-10-3F (本社営業所) 東京都江東区塩浜2-2-10
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 360日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の	平成29年10月12日、労働局からの通知を端緒に監査を実施。14件の違反が認められた。(1) 運賃料金、運送約款の揭示義務違反(道路運送法(以下「運送法」)第12条第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 運行管理補助者の届出義務違反(運送法第23条第3項)、(4) 運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(6) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(7) 交替運転者の配置義務違反(運輸規則第21条第6項)、(8) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(9) 運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(10) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11) 事業用自動車内の運転者氏名等揭示義務違反(運輸規則第42条第1項)、(12) 整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(13) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(14) 自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 36点 当該事業者の累積点数 36点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社昭和観光（法人番号：8050001021999） 代表者 根本昭
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県鉾田市子生1 (本社営業所) 茨城県鉾田市子生1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 250日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の	平成29年6月27日及び平成29年6月29日、定期的な監査を実施。10件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5) 疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(6) 運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(7) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(8) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(9) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10) 運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 25点 当該事業者の累積点数 25点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	鹿島バス交通株式会社 (法人番号: 3050001020931) 代表者 田山雅一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県神栖市須田3879 (本社営業所) 茨城県神栖市須田3722-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の	平成29年8月30日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(5) 運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士自動車株式会社（法人番号：4010601016266） 代表者 佐藤進
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区墨田2-9-5 (本社営業所) 東京都足立区千住曙町35-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月14日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	中央交通株式会社（法人番号：4030002099165） 代表者 佐藤貴則
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市大字峯992-1 (東京営業所) 東京都町田市鶴間5-3-15
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月1日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	西東京観光バス株式会社（法人番号：7090001001643） 代表者 保坂潤
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県甲府市住吉本町1410 (八王子営業所) 東京都八王子市梅坪町190-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第48条
(6) 違反行為の概要	平成30年3月6日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アルファディア（法人番号：4010401096649） 代表者 梅澤由憲
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都大田区大森南3-8-7 (本社営業所) 東京都大田区大森南3-8-7
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	平成30年2月21日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運行に関する状況把握体制の整備違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条の2)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	光英自動車株式会社（法人番号：1013101006764） 代表者 水村英生
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市打越町2116-7 (本社営業所) 東京都八王子市打越町2116-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月1日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社PLAY (法人番号：7011401016098) 代表者 梶山幸正
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区白金1-1-7 (本社営業所) 東京都港区白金1-1-7-201
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6) により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	平成30年2月14日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社城北交通（法人番号：8011701008637） 代表者 中村互
(3) 事業者及び当該行政処分等に 係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区上篠崎3-14-3 (江戸川営業所) 東京都江戸川区谷河内2-14-11
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者 に対する行政処分等の基準3. (6) により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年3月6日、定期的な監査を実施。2件の違反が認め られた。(1) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2) 運転者に対する指 導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年6月5日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年6月5日
(2) 事業者の氏名又は名称	ローランド観光バス株式会社（法人番号：4070001017999） 代表者 蜂巢和美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県渋川市石原字熊野201-5-105 (本社営業所) 群馬県渋川市石原字熊野201-5-102
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6) により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月20日及び平成30年3月26日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5) 初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 23点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)